

福祉サービス第三者評価結果報告書（令和6年度）

令和7年5月29日

公益社団法人 京都市児童館学童連盟
京都市四ノ宮児童館 館長 山本 陽子 様

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7F
評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団
（東京都福祉サービス評価第三者評価機関／機構 12－215）
電話番号 03-3486-5141
代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属
	①	西島 結	児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201052
	②	中村かおり	児童健全育成推進財団 第三者評価室所属評価者
福祉サービス種別	児童館		
評価対象施設名称	京都市四ノ宮児童館		
施設連絡先	所在地	〒607-8035 京都府京都市山科区四ノ宮神田町 26	
	電話番号	075-592-2368	
施設代表者氏名	館長 山本 陽子		
契約日	令和 5 年 11 月 29 日		
自己評価票回答期間	令和 6 年 7 月 8 日～8 月 30 日		館長・事務局回答項目
職員調査票回答期間	令和 6 年 7 月 16 日～8 月 30 日		職員回答項目
訪問調査日	令和 6 年 10 月 8 日		

京都市四ノ宮児童館 評価結果報告

＜Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織＞

Ⅰ-Ⅰ 理念・基本方針

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ) 理念、基本方針が確立・周知されている。

Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）に、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人（児童館）内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ)について

講評

法人は「児童の福祉の向上に資するための事業を行う」ことを大きな目的としています

- ① 法人では、「京都市はぐくみプラン」の重点目標に基づいて、京都市内の児童館・児童クラブ事業の推進に取り組んでいます。法人運営の各児童館では、児童福祉法や児童の権利に関する条約をふまえた運営方針が立てられています。方針は、利用者にわかりやすい表現を心がけ、児童館だよりや館内に掲示することで、周知を図っています。今後は、法人の目的達成のために職員間で共有できる理念の明文化と、周知のための取組が期待されます。
- ② 法人の目的は定款やホームページにも記載されており、採用時の研修会で周知を図っています。各児童館が事業計画や活動計画を作成する際には、職員全体で確認するようにしています。
- ③ 「京都市児童館活動指針」を当法人が関わって作成しており、法人運営児童館のみならず京都市の児童館全体の指針となっています。

Ⅰ-2 経営状況の把握

【評価項目】 Ⅰ-2-(Ⅰ) 経営環境の変化等に対応している。

Ⅰ-2-(Ⅰ)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（児童館）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評	
予算・決算の報告などを理事会及び総会に報告し、公認会計士からも助言等をいただいています ① 法人は、京都市内の児童館運営団体を会員とする団体として市内の児童館に関する情勢を把握しており、京都市児童館担当課と緊密な連携があります。また、児童健全育成推進財団との連携も密にしており、国や社会福祉事業全体の動向を把握して市内の児童館に向けて発信しています。また、こうして得た情報は児童館事業の検討を行う際の重要な資料となっています。 ② 次年度の事業計画を立案する際には、各館で当年度の事業を総括するとともに、自治体の児童館事業に関する方針や、各館の利用者アンケート、日ごろの利用者との会話、児童館運営協力会などで得た地域の情報等を総合的に検討しています。法人は、予算策定・決算時に年次の活動方針、予算・決算、活動総括を行い理事会・総会で報告を行うとともに、施設長会において状況を共有し、職員会議等で各職員へ周知されています。 ③ 各児童館の運営費管理は、現金出納帳による各館管理となっており、法人本部は月次報告を受けています。管理費用は法人が一括して管理しており、公認会計士に経営指標を毎月提示し、助言等をいただいています。	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】I-3-(1) 中・長期(3～5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3～5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3～5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	—
2	中・長期(3～5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期(3～5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期(3～5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	—
5	中・長期(3～5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	—

I-3-(1)-② 中・長期(3～5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3～5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	—
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	—
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—

【評価項目】I-3-(1) について

講評

法人本部として運営児童館に関わる中・長期計画の設定はされていません

- ① 運営各館の指定管理を契機とした各児童館の5か年計画があり、単年度の事業計画は児童館ごとに作成していますが、法人として児童館に関わる中・長期的な事業計画は現在のところ作成していません。今後、法人の理念の明文化と合わせて検討していきたいと考えています。

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評

法人全体の方針及び施設ごとの事業計画は、理事会において承認する仕組みになっています

- ① 運営児童館ごとに職員全体で前年度の事業総括を行った上で、次年度の計画を策定しています。館長会では、事務局、各施設からの報告や課題を共有することで各児童館が次年度の活動計画に反映させるほか、策定された計画は法人で集約をし、理事会の承認を得て3月の法人総会において議決される流れになっています。
- ② 策定された事業計画は、職員会議において周知が図られるほか、研修会等でも適宜説明するなど全体周知に努めています。
- ③ 事業計画は、放課後児童クラブ保護者に向けた懇談会を通じて説明をしていますが、児童館の自由来館児童や保護者に向けた周知はされていません。今後、周知の方法を検討する予定です。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	—
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評
施設ごとに毎年振り返りを行い、また定期的に第三者評価を受審するなど、質の向上に努めています ① 「京都市児童館活動指針」を基に施設ごとの自己評価を行っていますが、法人としての児童館評価基準は明確になっておらず、総括も施設単位です。施設ごとに利用者アンケートの実施や意見箱の活用など、振り返りの際は利用者の意見が反映できるよう努めています。 ② 各運営児童館は、指定管理者の選定期間に合わせて第三者評価を受審しています。評価結果は館長が館長会で報告をし、各施設では職員間で共有することで次年度の活動に活かしています。 ③ 評価結果は館長会で報告はされますが、組織として8児童館の総括や、評価を行うことは出来ていません。また、法人として各施設の結果や課題の分析をして示すことができていないことは課題と感じています。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-Ⅰ 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】 Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評
法人は運営責任を果たすために、各種規程、マニュアルの中でその役割について明確化しています ① 法人として「事務分掌及び専決規則」が規定されており、それぞれの職制により行うべき職務と、専決事項が明確にされています。また、各館長が児童館だよりや会議の席上等で、館の運営や、子ども・子育て家庭支援についての考えを表明する機会を作るようにしています。法人本部は、運営8館も含めた会員児童館に向けて、法人の運営方針や児童館のあり方について機関誌や挨拶の中で表明しています。 ② 災害や事故が発生した際の対応の方法を明示するものとして「災害時マニュアル」、「緊急時マニュアル」等が策定されており、それぞれの場面で必要な対応をフローチャート等で示しています。マニュアルの中に館長の役割が示されています。館長不在時は副館長等が代わりますが、その明示がなく、明文化が必要と思われます。 ③ 法人として「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」が策定されており、コンプライアンスに関わる基本姿勢やコンプライアンス体制、ステークホルダー別遵守事項等が明確に表示されています。職員への浸透を目的として「人権研修」や「コンプライアンス研修」などの職員研修を実施していますが、理解度の差をなくするための取組みが課題であると感じています。

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-Ⅰ-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

Ⅱ-Ⅰ-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(2) について

講評
運営児童館各館の館長と小まめな連携を取り、各児童館の運営状況の把握や改善が行われています ① 法人本部による館長会議が月1回開催され、各児童館の報告・課題を交換し、改善に向けた対策を検討します。また、館長ヒアリングを年1回実施しています。ヒアリングでは、それぞれの児童館特有の課題や活動の現状について分析し、その到達度合いについて意見交換を行って次の活動に活かすようになっています。 ② 法人本部は市内全児童館の職員研修の企画・実施を担っています。研修科目を体系づけ、段階的に学ぶことができるように仕組みを作っています。また、時宜に応じたテーマを取り上げた研修も実施しています。法人運営児童館も同研修会に積極的に参加して、質の向上に努めています。 ③ 運営各館で、年2回各館長が職員ヒアリングを行うことになっています。1回目は「目標設定シート」をもとに年度途中の職務の執行状況の確認や業務に対する意見や要望について聞き取り、2回目は翌年度勤務の意向調査も含めて行っています。法人本部は、館長会や館長ヒアリングの機会にその結果を把握し人事に活かしています。財務については複数の担当者が配置され、コンプライアンス対応、財務分析の対応に当たっています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】 Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】 Ⅱ-2-(1) について

講評
法人本部は、市内全児童館のための人材確保の手立てを講じています ① 法人本部において「児童館人材マッチングセンター」を運営しています。同センターでは「児童館・学童保育所等での仕事をお探しの方と、優秀な人材を求める児童館や学童保育所等の双方を仲介」するとしており、パンフレットの表紙には「子どもを 家族を まちを 笑顔にする仕事」と表示され、研修の項目では、「児童厚生員の仕事には、豊かな人格とコミュニケーション能力が必要とされます。また同時に、0 歳から 18 歳の子どもの発育と発達に関する知識、遊びに関する専門知識、家族を支えるソーシャルワークなど、高度な専門知識と技術が求められます。」と記しています。 ② 運営児童館の各職員の自己管理として、全職員が「自己目標」を年度当初に提出し、年度末には「自己評価」を提出しています。この自己申告と館長ヒアリングの実施内容を基にして人員配置の参考としており、職員の意向を反映するようにしています。「採用」「配置」「異動」については「事務局・児童館職員就業規則」で規定されていますが明確な基準とはなっておらず、評価基準やキャリアパスも明示がないため、運営児童館において、職員が目指すべき方向性を示すためにも今後の検討事項となっています。 ③ 運営児童館の職員は、勤続年数と研修の履修状況により「初任者」「中堅」「上級」の位置づけがあり、中堅以上は、経験手当が付加される仕組みがあります。

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2) について

講評
4週8休制度を試行導入するなど、職員の働きやすさの向上に向けた新しい取組みを試みています ① 労務管理等については「事務分掌及び専決規則」の規定により、担当者が明示されています。各館の館長は、日ごろの職員との会話や職員ヒアリング、出勤簿などで職員の就業状況や意向を把握しており、法人本部はこうして把握された情報を集約して、人事や労務管理に利用する仕組みとなっています。 ② ワーク・ライフ・バランスと職員の働きやすさに配慮した取組みとして、「4週8休制度」「リフレッシュ休暇制度」を導入して運用を開始しています。導入のメリット・デメリットについて各館へヒアリングし、時間帯に応じた人材配置の工夫や業務の効率化に向けた ICT の活用など人材確保や定着に向けた検証が行われています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○

5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	—
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	—
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3)について

講評
市内の全ての児童館の向上を目的とした法人として、研修の実施に力を入れています ① 運営児童館各館の全職員が年度当初に「自己目標」、年度末に「自己評価」を提出しています。館長はこれを基に職員ヒアリングを年2回行っています。ヒアリングでは、仕事の分担、仕事上で困っていること、体調面などできる限り聴くことに徹して、必要に応じてアドバイスをすることを申し合わせています。 ② 法人本部が主催する研修会は、市内全体の児童館職員が、経験や立場において身に付けてほしい知識・技術を体系づけて企画・実施しており、これを職員ごとに受講管理して積極的な参加を促すことにより、資質の向上、キャリア形成の支援を図っています。 ③ 外部研修の情報については、一定の基準を設けて職員に情報提供を行うとともに、職員から参加したい研修の申し出があった場合は、法人が補助をする仕組みになっています。また、法人本部で必要と考えた課題・テーマについては研修を企画し、外部から講師を招いて実施します。 ④ 各館館長は日常の活動の中で、職員に対して必要と思われるアドバイスを行ったり、日々のミーティングや職員会議で考えを示し、伝えたりしていますが、計画的なOJTは行っておらず課題としています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	—
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評
実習生等の受入れなど、専門職の教育・育成は法人の使命の一つとして積極的に取り組んでいます ① 法人として「大学生等職業体験事業」を実施するなど、次代を担う児童館職員の育成に力を入れており、運営児童館においても積極的に実習を受け入れることとしています。 ② 実習の要請は学校側から依頼があり、各館の館長が担当者となって学校と綿密な打ち合わせを行いながら進めています。受け入れるにあたってのマニュアルが存在しないため、今後検討していきます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		○
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) について

講評
法人情報のホームページへの公開や外部の専門家の導入を進めて、運営の透明性を確保しています ① 法人の考えや事業計画、予算、事業報告、決算情報等はホームページに公開され、誰もが閲覧できるようになっています。 ② 各運営館とも指定管理を契機として、5年ごとに第三者評価を受診することになっており、その結果はホームページで公表しています。苦情・相談に関わる規則を持っており、受付窓口の設置、第三者委員会の設置など体制が整えられています。利用者から申出があった際は速やかに対応し、申出者に結果が報告されますが、個別の事案が多いため、公表は行わないケースがほとんどです。 ③ 「就業規則」ならびに「事務分掌及び専決規則」があり、事務・経理についても権限・責任が明確化されています。また、各児童館の支援として法人本部に事務・経理に関わる専任職員を配置して、必要に応じて連絡を取り合うことができる体制です。さらに、外部チェックとして公認会計士等の専門家を導入して透明性を高めています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	—
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) について

講評
地域との関わりを児童館運営の重要な柱の一つとして位置づけ、取組を進めています ① 「京都市児童館活動指針」において、地域との関わりは「地域福祉促進活動」として児童館の基本活動の柱として位置づけられており、各運営児童館もこれに則って運営されています。 ② 各運営児童館は「京都市子育て支援基幹ステーション」と位置付けられており、行政区、学区レベルの様々な社会資源の情報を収集しています。子育て関係のイベントや団体の紹介のチラシ・ポスター・お知らせなどの掲示や配架を行い、気軽に情報を手に入れることができるようにしています。また、必要に応じて職員が利用者に適切な情報を紹介しています。 ③ 前掲の活動指針において「ボランティア活動の推進」が掲げられており、取組の基本・展開などを明示しています。統合育成に関わる介助ボランティアについては「介助者の手引き」などが整備され、対象者に示すことができるようになっていますが、一般の地域のボランティアについては、各館の対応に任されており、共通のマニュアルはありません。今後、介助ボランティアの手引きを基に、ボランティアの受入れマニュアルの内容を検討したいと考えています。

【評価項目】 Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○

3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(2) について

講評		
「子育て支援基幹ステーション」や「児童館運営協力会」など、地域の関係団体・機関・施設との相互の連携協議の仕組みがあります		
①	各運営児童館は「京都市子育て支援基幹ステーション」と位置付けられており、行政区、学区レベルの様々な社会資源の情報を収集しています。このネットワークでは、地域の子育て関係団体・施設が連携して定期的な会議やイベントを実施しており、それぞれの団体・施設の情報は児童館利用者にいつでも情報提供ができるように蓄えられています。	
②	地域の各種団体がメンバーとなっている「児童館運営協力会」が組織され、地域の子ども・子育てに関わる情報交換を行ったり、児童館に関わる意見をいただいたりしています。また、この会での関係は、日常の児童館活動や「児童館まつり」の実行委員会に参画いただくなどの協力関係に繋がっています。	
③	「京都市子育て支援基幹ステーション」「児童館運営協力会」とも、児童館を核として子どもを中心としながら、地域の共通の課題を協議する機会となっており、相互の連携関係のもと、合同行事を行ったり、利用者に情報提供をしあったりしています。	
④	新型コロナウイルス感染症の影響により、関係団体・施設との連携協議の機会が減少しました。各団体のメンバーの高齢化や規模の縮小化に伴い廃止となった活動も見られます。地域課題と連動し、子どもの育成環境をよりよくするためにも、地域団体との継続的な連携の仕組みの検討が期待されます。	

【評価項目】Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

講評

地域の様々な団体・機関・施設と繋がることにより、相互に持っている力を出し合い、地域の子どもの健全育成の向上に役立てています

- ① 前掲の「京都市子育て支援基幹ステーション」「児童館運営協力会」では、地域の関係機関・団体・施設に参画していただき地域児童の課題や児童館への意見を聴く機会を持ち、児童館は団体長会議、小学校運営協議会など地域の会議に参画するなど、相互に連携してニーズ把握に努め、課題の共有や解決に向けた活動に繋がっています。
- ② 法人本部は児童館運営のみならず、市内全体の児童館・放課後児童クラブを支援し、市内の子どもの健全育成環境を整える役割を果たしています。また、ファミリーサポートセンター、大学と連携した学習支援事業など、幅広い事業に取り組んでいます。
- ③ 各運営児童館は、地域の会議や行事、活動に積極的に参加して、児童館が持つノウハウや情報を提供する姿勢です。また、地域からの依頼により、子どもとともに地域行事に参加をすることもあります。こうした取組みは地域に児童館のことを知っていただき、社会資源として還元する機会となるばかりでなく、児童館を利用する子どもたちと地域の方々とを結びつけることにも繋がっています。
- ④ 法人と市により災害発生時に備えた協定を締結し、大規模災害発生時には児童館施設を避難所としての役割を果たし、子どもの安心・安全な居場所として機能することが明示されています。

＜Ⅲ 適切な福祉サービスの実施＞

Ⅲ-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評	
「子どもの最善の利益」を最重要視した、利用者尊重の児童館活動を行っています ① 前掲の「京都市児童館活動指針」では、児童館活動の基本目標として「地域におけるすべての子どもと家庭のウェルビーイングの促進」が掲げられています。法人運営児童館においても、この目標に向けた「遊びの復権」「子どもの人権の尊重」「ノーマライゼーションの推進」を活動視点として事業を計画し、取り組んでいます。このような児童館活動の基本的な考え方は、法人の広報誌や研修会の機会を通じて理解が図られるよう努めています。 ② 法人が主催する児童館、放課後児童クラブの研修の科目に「人権研修」「障害のある児童の統合育成」があり、利用者の人権尊重、施設におけるノーマライゼーションに配慮した支援について学ぶ機会が作られています。 ③ 法人として「個人情報保護規程」を持ち、法人運営児童館もこれに則って運営されています。児童館の利用者名簿、児童台帳、各種記録などの個人情報に関わる書類は、館長の責任のもと厳重に管理され、必要に応じて職員間で情報共有を行い、「子どもの最善の利益」を最重要視した適切な支援に繋がっています。	

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○

2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評
利用希望者に関わらず、いつでも誰もが児童館についての情報が得られるように、入手しやすい情報提供の発信に努めています ① 法人が運営するホームページ「京都市の児童館」は、市内全児童館の情報が一覧することができ、各児童館の「児童館だより」やイベント情報、利用者アンケートの結果報告、子育て関係情報へのリンクなどが手軽に入手できるようになっています。また、各児童館の玄関窓口等でも同様の情報が入手できるように配布・配架・掲示などがされています。 ② ホームページ、児童館だより、児童館の紹介パンフレット「キッズステーション」などは、手に取りたくなり、誰もがわかりやすい表示を心がけ、想定している対象者に合わせて、カラー印刷やイラスト、図示、ルビを振るなどの工夫をしています。 ③ 初めて児童館を利用する乳幼児親子や新一年生などに向けては、館内案内や利用のルールをそれぞれの状況に合わせて説明を行って、安心して利用してもらえるように心がけています。 ④ 配慮が必要な児童を受け入れるにあたり、子どもの特性に応じた支援方法を学ぶティーチャーズトレーニングを研修に取り入れ、多様な子どもへの対応のしかたを学んでいます。必要に応じて各館でケース会議を取り入れ、専門家の巡回指導を受けることでより適切な支援に努めています。

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(3) について

講評	
年に1回、利用者満足に関する調査を実施して児童館運営に関わる意見を反映するように心がけています	
①	自由来館児童、放課後児童クラブ登録児童と利用保護者に対して、年1回「利用者満足度調査」を実施しています。アンケートの調査結果は、職員間で前年度の調査結果と比較検討され、次年度事業計画に活かされる仕組みです。今後は、さらに乳幼児保護者に対する調査、子どもの意見の聴取、調査結果の利用者へのフィードバックについて検討されることが期待されます。
②	自治連合会、市政協力委員会、小中学校長、PTA等からなる「児童館運営協力会」があり、アンケート結果について報告し、意見をいただく機会を設けています。
③	今後、国・地方自治体に子どもに関わる重要なことを決める際は子どもの意見を聴くことが、求められるようになる中、児童館としてどのように子どもの意見を聴く機会や場を持ち、その意見をどのようにして活動などに取り入れていくか等を検討することが望まれます。

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-Ⅰ-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理）が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○

5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	—

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) について

講評		
利用者の要望・苦情はマニュアルや様式を整えて、丁寧な対応を行っています		
①	法人本部において「苦情解決のための実務マニュアル」を整備し、明示しています。各児童館ではマニュアルに基づいて苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（社会保険労務士）を設置し、館内掲示をして利用者に示しています。	
②	利用者向けに、苦情や要望の申し出を受け、解決するまでの流れが記されたルビ付きの書類を明示しています。わかりにくい点は館長や職員に気軽に問い合わせられることも示しています。また、日ごろから職員に話しかけやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くことに努めています。	
③	利用者が苦情・要望を申し出るための「苦情申出書」から始まり、「受付書」「苦情・相談記録書」「相談継続シート」「結果報告書」などの一連の流れに沿った様式が定められており、漏れや齟齬が発生しない丁寧な対応に備えています。子どもの利用者アンケートでは、選択肢に「ある」「ちょっぴり」「あまりない」など低学年児童でも理解ができる平易な表現や「にっこりマーク」や「こまったマーク」などのアイコン表示も用いて気持ちを回答しやすいよう内容を工夫しています。	

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	—
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	—
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評
事故、感染症、災害等の発生時に迅速で的確な対応ができるよう、各種マニュアル・様式を策定・運用しています ① 法人は各児童館の手引きとなる事故防止対策に関するマニュアルを策定しています。その中では、事故を未然に防ぐ取り組みについて図示し、さらに危機管理、事故時の緊急通報などを含む対応フロー図なども示しています。これを各児童館の状況に応じて改変し活用するようになっています。また、ヒヤリハット報告書の様式も定めており、発生したヒヤリハットを記入し、職員間で供覧・防止策を検討する等、未然防止に活用しています。 ② 法人は「感染症・食中毒防止対策マニュアル」を策定しています。本マニュアルは感染症・食中毒が発生した際の対応と感染拡大防止、各所への報告等の連携などに特化してまとめ、児童館で実際に事案が発生した際に慌てず、速やかに、的確な対応ができるように明示しています。また、新型コロナウイルス感染症についてはあらためて対策マニュアルを策定・発行しています。 ③ 法人は各児童館の手引きとなる非常災害対策に関するマニュアルを策定しています。火災発生、地震発生などの際の具体的な対応フロー図を示しています。発災時の児童館の役割は法人全体として行政と協定を締結し、行政機関との連携を構築しています。安全計画については、法人で作成した様式を各館へ提供しています。各館で記入されたものには法人事務局で修正を加え、策定される仕組みです。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	—
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	—

2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(1) について

講評	
法人本部で「児童館業務マニュアル」を策定し、各館はそれを汎用して運用しています	
①	法人は「児童館業務マニュアル」を策定しています。施設利用、児童への対応、鍵の管理、清掃・ごみ処分、備品・物品管理などの各児童館に共通する必要最低限の事項に留め、その他活動に関することは、各館の運用に委ねています。
②	「児童館業務マニュアル」は前項のとおり必要最低限に留められているため、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢などは表示されていませんが、毎年度の事業計画や「個人情報保護規程」、児童館の理念の中などに反映させています。
③	「児童館業務マニュアル」は児童館の運営の中で最低限行うべき共通事項を示しているため、各館の利用者満足度調査の結果や職員の意見を取り入れながら必要に応じて見直しを図っています。

【評価項目】Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評	
記録の重要性を理解して、規程に基づいた保管、利用などが厳重に行われています	
①	自由来館児童の利用状況、活動内容は「児童館日誌」、放課後児童クラブの状況は「学童日誌」の様式があり、記録されています。特筆する必要がある事項は個別記録に記載したり、日々のミーティングでの報告を各自メモ

で記録したりするなど、詳細な記録が必要な場合や即時性が必要な場合などで使い分けています。

- ② 個人情報の取扱いについては、法人本部が「個人情報保護規程」を策定しています。この中で記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めており、各館の状況に合わせた厳重な運用がされています。
- ③ 前掲の「児童館業務マニュアル」に個人情報の管理について明示して徹底を図るとともに、コンプライアンス研修を実施して、法令の遵守や個人情報の保護の重要性を職員に周知しています。

＜児童館の活動内容に関する事項＞

Ⅰ、児童館の施設特性

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅰ) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができている。	○
2	子どもが遊ぶことができている。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができている。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができている。	○
5	年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができている。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅰ) について

講評
年齢の異なる子どもたちが交流できる場所となるための配慮がされています ① 限られたスペースではありますが、子どもがひとりでも利用でき、遊ぶことができるよう心がけています。特に、自由来館の子どもが児童クラブの活動に参加できるよう配慮することによって、子ども同士の交流を促進しています。また、年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごし、活動できるようにするための工夫もされています。 ② 施設の狭さという課題がある中で、学校休業日に乳幼児プログラムがある場合は、小学生を活動に取り込み交流の機会とするなど、スペースの有効活用と児童館の理念を活かした取り組みを大切にしています。また、職員全員が、子どもの困りごとや悩みに寄り添うことの重要性を共通認識として理解し、対応しています。 ③ 毎月の児童館だよりは全校配布されていませんが、イベントのチラシなどは全校配布されています。今後は中・高校生世代にも情報がいきわたることに加え、チラシに児童館が普段から自由に利用できる場所であることの告知を入れるなど、より多くの子どもが自分の意思で利用できるような工夫が求められます。

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅱ) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができている。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅱ) について

講評
拠点性、多機能性、地域性を意識した様々な取り組みを展開しています ① 開館より40年以上経過し、児童館が地域に根差すことによって、子どもたちにとって欠かすことのできない居場所となっています。特に地域運営協力会との連携によって、児童館が地域における子どもの健全育成の環境づくりの一翼を担っており、子どもにとって安心・安全な環境を提供しています。

- ② 乳幼児クラブや小学生向けクラブ、中高生勉強会など、幅広い世代の子どもたちに対応した活動を展開しています。しかしながら、乳幼児親子の参加者数の減少や小学生向けの活動が放課後児童クラブ中心になっている点等が課題であると感じており、館の独自性を出し、より魅力的な活動を検討したいと考えています。
- ③ 放課後児童クラブについては、小学校と日常的に連絡を取り合うなどの連携が密に行われています。ただし、地域全体での子どもの健全育成に関する活動については理解が不足している職員もいるため、職員全体の意識を向上させることが必要であると考えています。

【評価項目】 Ⅰ－(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(3) について

講評

子どもの権利を保障するための取組の必要性を感じています

- ① 子どもの思想・信教の自由を保障するために、法人の活動指針の活用や研修に積極的に参加し、職員の理解が深まるよう努めています。また、日々の活動を通じて子どもたち自身に子どもたちの権利について伝えることを意識しています。
- ② クラブ活動や日常の取り組みなど、子どもに影響のある事柄については、子どもたちの意見を聴き、取り組みに反映させることを心がけています。また職員間でも子どもの意見を大切にすることについての共通理解が図られています。
- ③ 子どもの声を大切にすることについては職員の理解が得られていますが、一部の職員が子どもの権利擁護に関する法人のマニュアルや活動指針のことを知らない等、新人職員やアルバイトスタッフとの意識の共有が難しい点が課題であると感じています。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1) について

講評
子ども一人ひとりの発達特性を踏まえた適切な支援を心がけています ① 職員は積極的に研修会等に参加し、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について学びを深めています。また職員の勤務経験等にあわせて計画的に学びを進めることによって、子どもたち一人ひとりの状況に応じた適切な対応を行うための基礎技能の習得に努めています。 ② 児童館日誌や学童クラブ日誌、個人記録等を通じて、子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえた支援を行っています。また、遊びや生活の場で子どもの心身の状態に気を配り、必要に応じて職員会議やケース会議で対応を協議することにより、子どもたちへのきめ細やかな支援に結びつけています。 ③ 子ども一人ひとりを理解し、個々に合わせた対応ができるよう、職員間での情報共有が常に行われています。しかし、職員やアルバイト職員の入れ替えがある中で、子どもたちへの理解や対応に違いが出てくるのが課題であると感じているため、職員全体での情報共有をさらに丁寧に行うことが求められます。

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2) について

講評
子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境構成への配慮がされています ① 子どもたちが自由な発想で遊べるよう、遊ぶ場所や時間の設定を丁寧に行い、おもちゃや本の場所を固定するなどの配慮を行っています。また、倉庫となっている部屋を活用して子どもたちのクールダウンスペースを設けるなど、環境整備を工夫しています。 ② 子どもたちの要望を聞きながら、おもちゃや本の整備を行い、子どもたちが自ら遊びを作り出せるような環境構成を心がけています。職員は活動場所が狭い中でも、子どもたち同士が譲り合いながら工夫して遊べるよう配慮し、子どもたちの自主性を尊重する姿勢を大切にしています。 ③ 放課後児童クラブの子どもたちで室内がいっぱいになり、自由来館児童や乳幼児親子が日常的に自由に遊べる場所の確保が難しい点が課題であると感じています。結果として子どものやりたいことを制限している場面も見

受けられるため、地域の集会施設である「四ノ宮の家」の活用など、さらなる環境整備の工夫が求められます。

【評価項目】 2-（3） 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と 其中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-（3）について

講評
幅広い年齢の子どもが様々な活動に自発的に取組めるような援助を心がけています ① 乳幼児から中・高校生世代まで、幅広い年齢の子どもが日常的に来館しており、児童クラブの子どもたちを中心に異年齢間で一緒に遊ぶことができています。また、ジュニアクラブの子どもたちが乳幼児親子向けイベントの「しのみやっこひろば」を企画・運営するなど、世代を超えた交流の場も設けられています。 ② 職員は日々の働きかけやお便りなどでの告知を通じて、子どもたちが様々な活動に自発的に取組めるよう意識して関わっています。また、児童館日誌や児童クラブの日誌・個人記録を通じて、子ども一人ひとりの仲間関係等を具体的に把握し、個別・集団に対する援助のあり方について職員間で情報共有を図っています。 ③ 子どもに対する個別・集団援助についてきめ細かな支援を心がけていますが、アルバイト職員や新人職員との情報共有や認識には個人差があり、子どもへの対応に違いが生じることが課題であると感じています。今後は職員全体での情報共有のあり方について、さらなる改善が望まれます。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-（1） 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-（1）について

講評
子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所となることを心がけています ① 児童館だよりやホームページを通じて、乳幼児親子から中・高校生世代までのすべての子どもたちが日常的に気軽に来館できるよう配慮しています。ただし、児童館だよりは小学生全員には配布されていないため、放課後児童クラブ以外の子どもにもより確実に情報が行き届くための工夫が求められます。

- ② 児童館のスペースに余裕がないため、乳幼児親子や中・高校生世代の子どもたちがゆっくり過ごせない時間帯があることが課題だと感じています。しかし、乳幼児親子については事前に自由に遊べる時間を知らせるなどの工夫によって、利用者が計画的に利用し、保護者同士が交流できる場として機能しています。
- ③ 子どもたちが気軽に来館できるよう配慮していますが、受付のある事務室が建物の奥まった場所にあるため、初めての子どもが入りづらい印象を持つ可能性があります。児童館の外の掲示板や公園に面した窓などを活用して、児童館がどのような場所かが子どもたちにも伝わるような工夫が望まれます。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2) について

講評
中・高校生世代が気軽に利用できるような働きかけの工夫が望まれます ① 中・高校生世代向けに週 3 回の勉強会やテスト前にはテスト対策の勉強会の場を設け、教職免許を持つアルバイト職員がサポートすることで、中・高校生世代が安心して学習できる環境を提供していますが、参加者数が限られており、活動時間や活動形態の工夫が求められます。 ② ジュニアクラブは中・高校生世代も対象ですが実際には参加が難しく、彼/彼女らにとって主体的な活動となっていません。まずは地域の協力も得ながら「四ノ宮の家」を中・高校生世代が専用で使える日を設定したり、卓球ができる日を設けるなど、子どもたちが気軽に利用できるような具体的な工夫を検討することが望まれます。 ③ 中・高校生世代の居場所となるとともに、家庭状況が不安定な子どもたちへの支援の必要性も感じています。今後は SNS 等も活用して子どもたちに来館を促すとともに、さまざまな地域のイベントに参加することによって中・高校生世代と地域を結び付け、子どもたちの社会経験を豊かにすることが期待されます。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-(1) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-(1) について

講評
日常的に子どもの声に耳を傾け、児童館の活動に活かすことを心がけています ① 児童クラブのお誕生日会やお買い物デーは、子どもたち自身が企画・運営を行い、役割分担や遊びの内容も話

し合いで決めるなど、子どもの意見を尊重した活動を心がけています。また、集団遊びにおいても子どもの気持ちをくみ取ることを大切にしています。

- ② 職員は、日常の会話を通じて子どもたちの意見や思いを丁寧に聞き取り、それを児童館の活動や運営に反映させています。これらの取組により、子どもたちは安心して自分たちのやりたいことやアイデアを出すことができるとともに、クラブ活動などを通じて主体的に活動する環境が整っています。
- ③ ジュニアクラブなどで子どもたちが主体的に活動する場を提供していますが、平日は学校からの帰宅が遅くなることもあり、職員の意図どおりに実施できない場合も多く見受けられます。子どもの意見をより尊重するためにも活動時間の工夫や改善が求められます。

【評価項目】 4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-(2) について

講評

全ての子どもたちが意見を述べることのできる多様な意見収集の方法の検討が望まれます

- ① 年に1度実施されている利用者満足度調査やジュニアクラブの活動等において、子どもたちの意見やアイデアを積極的に聴取し、児童館の運営や活動に反映しています。また、各業務日誌や職員会議、研修等を通じて、子どもの意見を尊重することについて共通理解を図っています。
- ② 児童館まつりや、「しのみやっこひろば」といったイベントでも、子どもたちの意見を取り入れた活動が行われています。これにより、子どもたちが主体的に関わり、参加する意欲が高まる効果が見られます。
- ③ 子どもの意見をくみ取る努力はしていますが、意見箱等の設置はされていません。日常的に子どもたちが意見を投稿できる意見箱の設置によって、声を上げにくい子どもの意見もくみ取ることが可能となります。今後は、意見収集の方法を多様化し、全ての子どもたちが安心して意見を述べる環境を整えることが望まれます。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-(1) 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-(1)について

講評	
関係機関と連携し、配慮を必要とする子どもへの迅速な対応を心がけています	
①	障害や虐待、福祉的課題のある子ども等、配慮を必要とする子どもについては、法人共通のマニュアルに基づき、適切な対応を行っています。また、個人記録を取ることで、職員間の情報共有と対応の一貫性を維持しています。
②	虐待が疑われるケースや福祉的課題のある子どもに対しては、児童館・学校・市はぐくみ室等の関係機関と連携し、定期的にケース会議を開くことによって、丁寧な対応を心がけています。しかし、発達に課題を抱える子どもも多く、子どもたちの個々の状況に応じた支援の限界や難しさも感じています。
③	職員は、子どもたち一人ひとりに対して日常的に目を配り、関係性や様子の変化を意識するよう努めています。また、気になる言動が見られた場合は、課題が広がらないように迅速に対応し、必要に応じて保護者や関係機関との連携を図っています。

【評価項目】 5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-(2)について

講評	
関係機関との連携による子どもへの支援体制が整っています	
①	必要に応じて小学校やはぐくみ室、児童福祉センター等と連携し、子どもへの支援を効果的に行っています。日常的に小学校と連絡を取り合い、日誌や個人記録を通じて職員間の情報共有を行うことで、継続的な支援が可能となっています。また、保護者への情報提供も電話やアプリを通じて適時行われています。
②	発達や家庭環境に配慮が必要な子どもに対して、関係機関と協力して援助を行っています。これらの連携により、個々の子どものニーズに合わせた支援が提供されていますが、支援が必要な子どもの保護者と連絡が取りづらく、協力体制の構築に難しさがあるとも感じています。
③	アルバイト職員や新規入職の職員も多く、職員間の報告連絡相談の難しさや、情報共有の不十分さが課題であると感じる職員もいます。これらの課題を解消するために、より効果的な情報共有のあり方を検討し、職員全体で共通理解を促進する取り組みが求められます。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評
保護者のニーズに対応した子育て支援活動に積極的に取り組んでいます ① 1歳未満の親子を対象とした「ころころクラブ」、1歳以上の親子を対象とした「にこにこクラブ」など、登録制のプログラムを定期的に行っています。また、保護者がニーズに合わせてプログラムを選択できる「子育てパワーアップ講座」も実施しており、子どもと保護者が自由に交流できる場の提供に努めています。 ② 専門家を招いて子育て相談「はぐみん」を定期的の実施しており、保護者が子どもの発達について気軽に相談できる場を提供しています。しかしながら、開催日によって参加者の人数に差があるため、告知方法を工夫するなどして、必要な人に情報が行き届くよう配慮する必要があると感じています。 ③ 子育て支援プログラム「しのみやっこひろば」は、より多くの家族に参加してもらえよう、土曜日に開催しています。開催日を土曜日にすることで参加者を増やすだけでなく、「ジュニアクラブ」の子どもたちも活動に参加することができ、乳幼児親子と小学生の子どもたちが交流できる機会ともなっています。

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-（2）について

評価
職員間の情報共有を通じて、保護者主体の活動をさらにサポートすることが望まれます ① 乳幼児クラブではアンケートを定期的の実施し、保護者のニーズを把握する努力をしています。今後は、保護者のニーズを子育て支援プログラムに反映させるだけでなく、保護者自身のエンパワメント力を向上させるためにプログラムの一部を保護者に委ねるなど、さらに専門性を高めた子育て支援プログラムの展開が望まれます。 ② 保護者の主体的な活動として「ゴスペルクラブ」や「大人のバレエ教室」があり、児童館としてもサポートを行っています。今後は特に児童クラブ担当の職員を中心に、これらの内容や目的について職員間の共通理解を促進するための情報共有が必要であると考えています。 ③ 乳幼児親子と中・高校生世代の交流事業を定期的に行っていましたが、コロナ禍以降再開できていません。また、それ以前の参加者数も多くはなかったため、再開にあたっては課題を洗い出し、魅力あるプログラムへ改善を図りたいと考えています。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	—
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
地域に子どもたちと積極的に出向き、地域の健全育成環境づくりの推進に努めています ① 「児童館まつり」や「しのみやっこひろば」等児童館主催の行事には地域の方々も参加し、児童館を利用する子どもたちが地域住民と交流する機会が提供されています。しかし、児童館が地域に十分に認知されていないと感じる場面もあるため、今後は広報活動にさらに力を入れ、地域の健全育成環境づくりの推進に努める予定です。 ② 「区民まつり」や「ふれあい音羽川」「さくらまつり」など、さまざまな地域のイベントに子どもたちと一緒に参加しています。特に「ソーランクラブ」は、自由来館と児童クラブの子どもたちが共に参加し、地域に根付いた活動となっており、「四ノ宮といえばソーラン」と言われるほど地域とのつながりを強化するツールとなっています。 ③ 児童館では、地域の関係機関や小学校と連携した活動に積極的に取り組んでいます。今年度からは、それまで連携できていなかった地域の幼稚園と協力した活動を始めることができました。今後も地域の関連機関と積極的に連携し、さまざまな事業に取り組んでいく予定です。

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
子どもたちのボランティア機運の醸成と活動支援に積極的に取り組んでいます ① ジュニア菜園やクリスマス会などは、ジュニアクラブの子どもたちが中心となって企画・活動しています。またエコ活動も盛んで、子どもたちがごみの分別や節電・節水を啓発するポスターを自作し、児童館内に掲示しています。子どもたちが主体的に行動できる環境を整えることにより、低学年の子どもたちも「4年生になったらジュニアになる」と憧れを抱いており、育ちの循環を育む一助となっています。 ② 乳幼児親子を対象とした「しのみやっこひろば」では、小学生がお手伝いしやすい土曜日に開催日を設定し、ジュニア

ニアクラブの子どもたちが自分たちで考えた遊びや絵本の読み聞かせをしています。子育て支援としての役割だけではなく、子どもたちの健全育成活動の一環として捉えた取り組みを心がけています。

- ③ 児童館で仲良くなった保護者が結成したゴスペルクラブへ施設提供を行っていますが、保護者の活動発表の拡充やボランティア育成には至っていません。一方、今年度から大学生のボランティアやインターンシップの受け入れも始めており、地域住民以外のボランティア育成の必要性も感じています。

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評
子どもたちの安全や衛生に配慮した対応がされています ① ヒヤリハットは職員間で情報共有をはかり、記録をつけるとともに、こまめな安全点検も実施しています。ヒヤリハットは専用のファイルにファイリングをしています。ファイリングだけでなく、業務日誌にも簡易な記録をすることで、児童館の活動内容と配慮すべき点との関係性がイメージしやすくなるのではないかと考えます。 ② 事故やケガが発生した場合には、すぐに保護者に連絡を入れ、状況を伝えるとともに事故報告書を作成しています。衛生管理の研修にも積極的に参加していますが、児童クラブの利用児童の増加により、些細なケガが増えているため、発生時の対応だけでなく、事故やケガを未然に防ぐための環境整備の必要性も感じています。 ③ アレルギーのある子どもについては、事前に保護者からの聞き取りを行い、対応児童の一覧を作成しています。提供時には複数の職員で確認するなど、細心の注意を払っています。また、アレルギー食の子どもが孤立感を感じないように、おまつりなどで配布するおやつは、できるだけ同じものを食べられるよう配慮しています。

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○

5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○
---	---	---

【評価項目】 10-(1)について

講評		
学校・地域との密接な連携と協力関係が構築されています		
①	放課後児童クラブの分室が小学校内にあるため、小学校とは日常的に情報共有が行われています。事務室には各学年の「学年だより」や校時表が目につく場所に掲示されており、小学校の行事やスケジュールを迅速に把握し、子どもたちの活動に適切に対応できる体制が整っています。	
②	日常的に小学校の先生と情報共有が図れているため、小学校との連携に大きな困難は感じていません。今後は定期的なケース会議や懇談会を実施し、気になる児童への対応について協議するなど、より専門的な支援に向けた連携を強化していくことが期待されます。	
③	四ノ宮児童館運営協力会を中心とした地域との連携・協力関係を築いていますが、現時点では報告の場としての役割が中心となっています。今後は児童館を積極的に活用してもらえるような情報提供や地域との連携のあり方を検討することが望まれます。	

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2)について

講評		
四ノ宮児童館運営協力会が設置され、児童館の情報が地域内で共有されています		
①	小学校校長や地域の自治会連合会関係者を中心に四ノ宮児童館運営協力会が組織され、年間3～4回の頻度で会議が実施されています。この会議では、児童館の情報や子どもたちの様子が共有されており、地域全体で子どもたちの健全育成を支える体制が整えられています。	
②	四ノ宮児童館運営協力会は学校関係者や自治会連合会関係者を中心に構成されています。今後は児童館の子育て支援プログラムを利用している保護者や、子どもたち自身が構成員になることも見据えた協力会運営のあり方の検討が望まれます。	
③	現在、地域との連携活動は館長先生を中心に行われており、長年の信頼関係に基づいた強固な連携が図られています。しかし、一方で新入職員やパート・アルバイトとの間に地域に対する思いの乖離が見られることが課題となっています。今後は、地域連携の重要性と具体的な手法が、一人の職員に頼りきりになることなく、すべての職員に共通認識として浸透することが望まれます。	

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

Ⅱ、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 Ⅱ－(Ⅰ) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 Ⅱ－(Ⅰ) について

講評
児童館の特性を活かした放課後児童クラブの運営を心がけています ① 遊戯室の広さなどハード面での課題はありますが、職員の配置人数など運営内容については、市の基準や国の設備運営基準に基づいて実施されており、保育の質の維持に努めています。 ② 放課後児童クラブの登録児童が多いため、一般利用の児童が来館しにくい状況が課題となっています。しかし、一般来館の子どもが来た際には、児童クラブの活動や遊びへの参加を促すなど、職員が積極的に関わることで、子どもたち同士の交流が促進されるよう努めています。 ③ 児童館まつりや書き初めのつどいなど、児童館の活動に地域の方に参加していただくだけでなく、ソーランクラブなど児童館が子どもたちと共に地域に出向く活動にも積極的に取り組み、児童クラブの子どもたちが地域住民と直接関わる機会を多く持てるよう心がけています。

総 評

■特に良い点

ポイント1	限られたスペースを活かした子どもたちの居場所の提供に努めています
	四ノ宮児童館は規模の小さな児童館であることを活かし、子どもたちの声に丁寧に耳を傾けることにより、子どもたちの仲間づくりや異年齢交流、主体的な活動を促進することを大切にしています。自由来館の子どもが児童クラブの活動に参加できるよう配慮することで子ども同士の交流を促進したり、乳幼児プログラムに小学生を参加させるなどの工夫をすることで、様々な年代の子どもたちが共に活動できる環境を整えています。また、小学生から中・高校生世代が対象であるジュニアクラブでは、子どもたちが乳幼児親子向けイベント「しのみやっこひろば」の企画や運営を行うなど、子どもの主体性を尊重する場も提供しています。他にも、倉庫を活用して子どものクールダウンのための部屋を設けるなど、子どもたちの居心地のいい居場所を提供するための努力と工夫が随所に見られます。
ポイント2	地域性を活かした活動により、地域健全育成の環境づくりに貢献しています
	四ノ宮児童館運営協力会が設置されており、協力会との連携のもと、地域に根差した様々な活動を展開しています。特にソーランクラブは、40年を超える児童館の歴史の中で、地域だけでなく子どもにとっても保護者にとってもなくてはならない活動となっており、児童館の利用者と地域との結びつきを深める重要な役割を果たしています。このような地域との関係性を密にした活動を展開することにより、地域全体で子どもの健全育成を支える環境づくりに貢献するとともに、子どもたちが地域社会の一員としての意識を高め、成長する機会となっています。
ポイント3	利用者ニーズをふまえた多様な子育て支援活動に取り組んでいます
	豊富な地域人材の協力を得て、ヨガやズンバ、ベビーマッサージ、ボディセラピーなど、子育て世代の保護者が一人でも参加できる幅広い講座を取り入れています。参加する保護者がリフレッシュし、参加者同士が交流する機会を提供しています。また登録制の乳幼児クラブへの参加が年々減少することを受け、利用者ニーズの把握に努め、登録制の活動を縮小して来館する乳幼児親子を対象に職員主導で手遊びや工作を行うひろば活動を実施し子ども同士の交流の機会を設けたり、保護者の子育ての疑問や悩み相談に対応できる子育て支援活動に取り組んでいます。子育て世代に向けたバラエティーに富んだ講座を定期的を開催することにより、参加者の継続的な児童館利用を促し、子育て支援の拠点として機能しています。

■改善が望まれる点

ポイント1	保護者や中・高校生世代の主体的な活動促進に向けての働きかけが望まれます
	放課後児童クラブを利用していた中・高校生世代の子どもたちが立ち寄ったり、定期的な学習支援の場も提供していますが、継続的な利用や主体的な活動の支援には至っていません。児童館の隣にある「四ノ宮の家」は地域も利用しているため、思うように活用できない状況ではありますが、根気強く理解と協力を求め、定期的に卓球ができる日を設定するなど、勉強会以外でも中・高校生世代が気軽に立ち寄り、居場所と感じることができるような環境整備の工夫が求められます。 また、ゴスペルクラブや大人のバレエ教室等の保護者主体のサークル活動をさらに発展させ、当事者同士がエンパワメントできる活動へと発展させていくことも望まれます。参加者の減少や限られたスペースなど「できないこと」に目が向きがちですが、「できるためにはどうしたら良いか」について前向きに検討されることを期待します。
ポイント2	児童館職員としての専門性を意識した情報共有と意識の統一が望まれます
	職員一人ひとり子どもたちと丁寧に関わり、子どもの意見を尊重することを大切にしています。しかし、職員間の情報共有が不十分な点が見受けられます。このため、児童館の役割や業務についての理解に差が生じており、全職員が共通理解を持つためには、情報共有の方法を改善する必要があります。具体的には、職員会議など各種会議の議事録をしっかりと作成し、全員に回覧することや、気になったことや重要事項をその都度ふせんに書き出し、更衣室など全員の目に留まる場所に張り出して情報を共有する方法など、職員会議以外の情報共有のあり方の検討も必要だと考えます。 また、館長先生の豊富なキャリアを参考にしながら各職員の独自性・主体性を尊重した取り組みを展開することにより、キャリアに関係なく児童館職員としての専門性の向上を目指すことが望まれます。